

平成26年度 第2回 保倉区地域協議会

次 第

日時：平成26年5月27日（火）午後6時～

会場：直江津地区公民館 保倉分館

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

【協議事項】平成26年度 地域活動支援事業について

①提案者による提案説明・質疑応答（事業費20万円以上の事業）

提案 No.	事業名	団体名	予定時刻
1	保倉地区放送設備整備事業	保倉地区町内会長連絡協議会	18:10
2	保倉環境美化事業	保倉地区振興協議会	18:15
3	保倉地区体育大会事業	保倉地区振興協議会	18:20
7	白鳥の池整備事業	白鳥を守る保倉の会	18:25
8	定住化促進に伴う事業	保倉地区定住化対策会議	18:30
9	保倉区不法投棄防止啓発事業	保倉地区町内会長連絡協議会	18:35
10	中学生自立支援事業	直江津東地域学園運営協議会	18:40
11	保倉地区安全・安心対策事業	保倉地区町内会長連絡協議会	18:45

②委員協議、採決

- 4 その他

・第3回地域協議会の開催について

平成26年度 地域活動支援事業提案書受付一覧(担当課所見あり)

区名	提案No.	事業の名称	団体等の名称	複数に提案している場合	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	担当課所見
					事業費	補助希望額		
保倉区	1	保倉地区放送設備整備事業	保倉地区町内会長連絡協議会		909	908	野外で実施する事業では、放送設備がなく不便であることから持ち運び可能な放送設備を購入し、各種事業への有効活用を図る。	【教育総務課】課題なし ・備品の適正管理の観点から、町内会長連絡協議会所有備品と学校備品との明確な区分け管理が行えるのであれば購入に支障はありません。ただし、連絡協議会所有備品の故障・メンテナンス費用は連絡協議会等から負担いただくこととなります。
	2	保倉環境美化事業	保倉地区振興協議会		282	281	花苗を地区町内会に配布し、花壇等に植栽することを通じて花に親しむとともに、住環境の向上を図る。	
	3	保倉地区体育大会事業	保倉地区振興協議会		294	293	地域住民の融和と親睦を図り、健康で明るい地域づくりのため、住民総参加の体育大会を開催する。	
	4	保倉地区早朝ラジオ体操事業	保倉地区振興協議会		38	37	地域住民の健康増進を図り、子どもたちの健やかな体力づくりのため、早朝ラジオ体操を行う。	
	5	保倉地区球技大会事業	保倉地区振興協議会		138	137	スポーツを通じて、地域住民の健康増進や世代間交流を図るため、ソフトバレーボール大会を開催する。	
	6	「ファミリー綱引大会及び大縄跳び大会」参加事業	保倉地区振興協議会		71	70	綱引、大縄跳びを通じて、地域住民の体力づくりと地域の協調と融和を図り、連帯感を醸成する。	
	7	白鳥の池整備事業	白鳥を守る保倉の会		1,001	1,000	白鳥の飛来地であり、地区住民の憩いの場である上吉野池の環境保全のため、昨年に引き続き侵食防止工事を行う。	【農林水産整備課】課題なし
	8	定住化促進に伴う事業	保倉地区定住化対策会議		424	423	市街化調整区域の土地利用の適正化に係る制度運用が開始されたことに伴い、保倉地区全戸に周知チラシを配布する。併せて、周知看板を主要道路沿線に設置し、定住化促進につなげる。	【都市整備課】課題なし (1) 周知チラシ及び看板については、制度の内容を正しく記載していただく必要があるため、事前に都市整備課と十分な協議をお願いします。 (2) 看板の設置にあたっては、関係法令を遵守し、必要に応じて各種手続きを行ってください。また、景観の行為の届出の対象外ではありますが、景観の観点も踏まえて、効果があると思われる地点に絞って設置するようお願いします。 【道路課】課題なし ・民地に看板を設置する場合での、道路管理者としての所見はありません。 ・国道敷き及び県道敷き、市道敷き、法定外公共物(道路・水路)敷きに看板等を設置する場合、各道路管理者に対し占用許可申請が必要です。 ・看板は、設置者で適切に管理してください。

平成26年度 地域活動支援事業提案書受付一覧(担当課所見あり)

区名	提案No.	事業の名称	団体等の名称	複数に提案している場合	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	担当課所見
					事業費	補助希望額		
	9	保倉区不法投棄防止啓発事業	保倉地区町内会長連絡協議会		233	232	人目につきにくい道路や農道の不法投棄(ポイ捨て)を防止するため、啓発看板を設置し、パトロール及び環境美化活動を実施する。	<p>【生活環境課】課題なし</p> <p>【道路課】課題なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道敷きや法定外公共物(道路・水路)敷きに看板を設置する場合、占用許可申請が必要です。また、占用の許可条件として、隣接者等の同意が必要となります。 ・看板は、冬期間は撤去するなど、除雪作業の支障とならないよう管理してください。 ・本事業は、地域社会を支える活動であり、社会貢献度が大きいことから、市の道路占用料は全額免除となります。 ・占用物件の維持管理は、設置者で適切に実施してください。
	10	中学生自立支援事業	直江津東地域学園運営協議会	有田区 北諏訪区	529	132	中学生の自立支援、若手リーダーの育成等を地域全体で支え合う機運の醸成を図るため、地域の企業や中学校の卒業生、地域住民の協力を得て、講話会や講演会の開催並びにマナー講習会、職場体験成果発表会、立志式等を実施する。	<p>【学校教育課】課題なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たっては、学校と十分に連携するとともに、児童の安全に配慮すること。
	11	保倉地区安全・安心対策事業	保倉地区町内会長連絡協議会		1,588	1,587	地域の交通安全・犯罪防止のため、老朽化し照度の落ちた防犯灯をLED化し、併せて地区住民に対し省エネ、エコライフの推進を働きかける。	<p>【防災危機管理課】課題なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街灯内容変更申請書を防災危機管理課(防犯・交通安全係)まで提出してください。
	配分額 (単位:千円)	5,100	差引	0	5,507	5,100		